

東海第二発電所運転期間延長認可申請書の添付書類「一 東海第二発電所 特別点検結果報告書」を以下のとおり補正する。

| 対象 | 対象ページ | 補正内容 |
|----|-------|-------------|
| 本体 | 表紙 | 別紙 1 に変更する。 |
| | 1～2 | 別紙 2 に変更する。 |

東海第二発電所
特別点検結果報告書

平成 29 年 11 月
(平成 30 年 5 月一部変更)
(平成 30 年 10 月一部変更)

日本原子力発電株式会社

1. はじめに

本書類は東海第二発電所に対して「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第113条および「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」(以下、「ガイド」という。)に基づき実施した特別点検の結果を説明するものである。

2. 特別点検の実施体制および実施手順

特別点検に関する業務は、東海第二発電所の保安活動と同様「東海第二発電所 原子炉施設保安規定」第3条 品質保証計画のもと、当社の品質マネジメントシステムに基づき以下のとおり適切に実施した。

2. 1 点検の計画

東海第二発電所 保守室保守総括グループマネージャーは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第113条および「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」に基づく特別点検の実施に関する基本方針を策定し、東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーに点検計画の詳細検討を依頼した。

東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーは、点検要領書の制定により点検計画を策定した。

2. 2 点検の実施

東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーは、記録確認により調達先による点検*が適切に行われたことを確認した。また、追加で実施した原子炉圧力容器の特別点検について、立会または記録確認により調達先による点検が適切に行われたことを確認した。

調達先が作成した点検記録は、「特別点検要領書」に基づき、記録確認を行い、「特別点検結果報告書」「特別点検(追加点検)結果報告書」としてまとめた上で、東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーが承認した。

東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーは、「特別点検結果報告書」「特別点検(追加点検)結果報告書」を原子炉施設保安運営委員会に付議したのち、東海第二発電所 保守室保守総括マネージャーに通知した。

*：運転開始後35年を経過する日(平成25年11月27日)以降に、原子炉圧力容器等の安全性を確保するために、ガイドの内容に基づき実施した点検。

2. 3 力量の確認

東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーは、特別点検に関わる当社社員については、「定期事業者検査実施手引書」に定める事業者検査員の要件を満たす者であることを確認した。また、調達先が実施した点検及び追加で実施した原子炉圧力容器の特別点検について、非破壊試験等を行う試験員が表1に示す力量を有することを確認した。

2. 4 測定機器の管理

東海第二発電所 保守室機械グループマネージャーは、調達先が実施した点検及び追加で実施した原子炉圧力容器の特別点検について、使用された測定機器が「定期事業者検査実施手引書」に基づき、国際または国家標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正が行われていることをトレーサビリティ証明書等により確認した。

表 1. 試験員の力量

| 対象の機器・構造物 | 対象の部位 | 点検方法 | 試験員の力量 |
|-----------|---|-------------|---|
| 原子炉圧力容器 | 母材及び溶接部（ジェットポンプライザーブレスアーム溶接部を含む。）（蒸気乾燥器、気水分離器、ジェットポンプビーム及びインレットミキサーを取り外した状態で点検可能な炉心領域の全て） | 超音波探傷試験 | 下記の規格・基準のいずれかに従って所定の認定機関によりレベル 2 もしくはレベル 1 と認定された者、またはこれらと同等以上の技術レベルを有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・日本非破壊検査協会 NDIS0601:2000「非破壊検査技術者技量認定規程」 ・日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」 ・AMERICAN SOCIETY FOR NONDESTRUCTIVE TESTING SNT-TC-1A 2006 |
| | 給水ノズルコーナー部（最も疲労損傷係数が高い部位） | 渦電流探傷試験 | 日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」によって認証された ET レベル 2 以上の有資格者、又はこれらと同等以上の技術レベルを有する者 |
| | 制御棒駆動機構（CRD）スタブチューブ（全数）、CRDハウジング（全数）、中性子束計測ハウジング（ICM）（全数）及び差圧検出・ほう酸水注入ノズル | 渦電流探傷試験 | 日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」によって認証された ET レベル 2 以上の有資格者、又はこれらと同等以上の技術レベル（AMERICAN SOCIETY FOR NONDESTRUCTIVE TESTING SNT-TC-1A 2006 を含む）を有する者 |
| | | 目視試験（MVT-1） | 日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」における 6.2.3 項 視力の要求事項を満足する者 |
| | ドレンノズル | 目視試験（VT-1） | 日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」における 6.2.3 項 視力の要求事項を満足する者 |
| | 基礎ボルト（全数） | 超音波探傷試験 | 下記の規格・基準に従って所定の認定機関によりレベル 2 もしくはレベル 1 と認定された者、またはこれらと同等以上の技術レベルを有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・日本非破壊検査協会 NDIS0601:2000「非破壊検査技術者技量認定規程」 ・日本工業規格 JIS Z 2305-2001「非破壊試験-技術者の資格及び認証」 |
| 原子炉格納容器 | 原子炉格納容器（圧力抑制室を含む。）鋼板（接近できる点検可能範囲の全て） | 目視試験（VT-4） | 日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」（JSME S NC1-2005/2007）の第 3 章 非破壊試験の目視試験（GTN-8000）の一般要求事項中の試験技術者（GTN-8130）を満足する者 |